

## 第4回 岐阜県地方独立行政法人評価委員会

### — 議 事 要 旨 —

1 日 時 平成22年1月22日(金) 13:30~15:15

2 場 所 岐阜県庁 4階 特別会議室

3 出席者

〔委員〕 犬塚委員長、石原委員、林委員、松波委員

〔専門委員〕 (県立病院関係) 金山専門委員、小林専門委員

(県立看護大学関係) 片桐専門委員、橋本専門委員

〔設立団体〕 (県庁) 富田健康福祉部長、平山医療技監、中島県立病院・看護大法人化推進室長、  
塚本県立病院法人化推進担当課長補佐、長屋看護大学法人化推進担当課長補佐 他  
(総合医療センター) 渡辺院長、清生副院長兼事務局長  
(多治見病院) 舟橋院長、岩田副院長兼事務局長、原田副院長  
(下呂温泉病院) 山森院長、宇野事務局長  
(看護大学) 平山学長、佐藤事務局長

4 議 題 (審議事項)

【県立病院関係】

〔議題1〕 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の中期計画について

〔議題2〕 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の業務方法書について

〔議題3〕 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等の支給基準について

【県立看護大学関係】

〔議題4〕 公立大学法人岐阜県立看護大学の中期計画について

〔議題5〕 公立大学法人岐阜県立看護大学の業務方法書について

〔議題6〕 公立大学法人岐阜県立看護大学の役員報酬等の支給基準について

5 議事要旨

○健康福祉部長あいさつ

○委員長あいさつ

#### (1) 県立病院関係議事

○岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第6条第2項の規定による会議の成立を確認。

〔議題1〕 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の中期計画について

○各県立病院長から、3法人の中期計画案(予算、収支計画、資金計画及び短期借入金限度額に関する部分)について説明。

〔資料1-1a、1-1b、1-2a、1-2b、1-3a、1-3b、1-4〕

○委員・専門委員からの意見・質疑

ア. 岐阜県総合医療センターについて

【小林専門委員】

- ・説明の中の、後発医薬品の割合を9パーセントにまで上げるといふ計画だが、県内の先端の医療施設である総合医療センターでこういった数値を表に出されると、県内の医療現場に与える影響が大きい。後発医薬品についてはご一考願いたい。

⇒【渡辺総合医療センター院長】

- ・後発医薬品に関しては見通しの数値を述べたが、実際にどのような後発医薬品が本当に良いのかは、内部で判定会議を設けるなどして、慎重に導入していきたいと考えている。

【松波委員】

- ・現在、どこの病院でも後発医薬品の導入が進んでいるが、多くの病院で、前の薬に変えて欲しいという要求が患者さんから上がっており、結果として在庫が増えてしまい、何のためにしたのか分からないといったことが現実起こっている。こういったことも承知しておかなければならないと思う。

イ. 岐阜県立多治見病院について

【石原委員】

- ・外来患者数が全国的に減少傾向にあるとの説明だったが、その原因は、自己負担が高くなったためか。高齢者は増えてきているが。

⇒【舟橋多治見病院長】

- ・それに加えて、人口が減っていること、また、高齢化により、病院にかかることができない人が多くなっているのだと思う。これは社会情勢であり、病院の都合ではない。

【松波委員】

- ・材料費について、3県立病院で一括購入はしないのか。

⇒【舟橋多治見病院長】

- ・薬剤では一括購入をしていたが、診療材料ではやっていない。

⇒【渡辺総合医療センター院長】

- ・薬剤では以前やっていたが、前年度で一括購入をやめた。

⇒【松波委員】

- ・一括購入したほうがずっと安くなるのではないかと。

⇒【舟橋多治見病院長】

- ・実際、安くなかったため、やり方を見直した。

ウ. 岐阜県立下呂温泉病院について

【犬塚委員長】

- ・病室のほとんどを個室化し、病床数を減らすとの説明だったが、どのくらいに減らすのか。

⇒【山森下呂温泉病院長】

- ・現在は325床だが、230床にして、90パーセントは個室とする。重症患者のための見守りルームやICUといったものは、個室とはしない。これまでと発想を変えて、重症のときは大勢の部屋で診て、安定したら個室に移るといふ考え方で設定している。

## エ. 3法人（3病院）に共通する事項について

### 【林委員】

- ・収支計画において、多治見病院と下呂温泉病院では予備費が計上してあるが、総合医療センターでは予備費が計上されていない。統一的な経理方法をとる必要はないか。総合医療センターでは、期の途中で予算に計上していない費用が発生した場合にどう処理する予定か。

⇒【渡辺総合医療センター院長】

- ・今後経過を見て判断したいと考えていたが、検討することとしたい。

### 【林委員】

- ・この経済状況からも、今後は診療報酬（自己負担）の未収が増加すると思う。企業会計では貸倒れに当たるが、この部分を、収支予算の段階である程度見積もって、経費に計上することはしないのか。

⇒【渡辺総合医療センター院長】

- ・これまで、自治体病院としては未収金を厳しく徴収するのがなかなか難しい部分もあったが、地方独立行政法人になればかなり厳しくやっていくことになると思う。また、未収金の発生自体を抑えることが期待できるクレジットカード払いの導入についても考えていきたい。このように地方独立行政法人になった段階で柔軟な対策を行い、どれくらい改善が見込めるかを考慮しながら、（損失への計上について）対処していきたいと考えている。

## ○中期計画に係る意見書の決定

### 【犬塚委員長】

- ・ただ今、意見、質問があった点については、中期計画の文言には直接影響はないかと思われるので、3法人の中期計画について、当評価委員会としての意見書を知事に提出することについて決定したい。
- ・総合医療センター及び多治見病院については、今後、収支計画などの数値が多少動くとの説明があったが、5年間を通しての収支計画全体の傾向に変わりはないということによいか。

⇒【各病院】

- ・はい。

### 【犬塚委員長】

- ・それでは、中期計画全体の適否には特に影響はないということで、法人設立後に各法人から中期計画の認可申請があった際には、これに対し「別添のとおり認可することが適当である」とする意見書を、知事に提出するということによろしいか。

（委員・専門委員から「異議なし」との声あり）

## 【議題2】 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の業務方法書について

○事務局（県立病院・看護大法人化推進室）から、3法人の業務方法書案について説明。

[資料2、2-2、2-3]

○委員・専門委員からの意見・質疑

【石原委員】

- ・第6条の「競争入札その他契約に関する基本事項」について、私ども社会福祉法人では、入札に関して非常に厳しい指導を受けるが、ここには色々な方法があるということが記載してあるが、今マスコミ等で問題となっているようなことが起こらないような定め方にするのが望ましい。

⇒【中島県立病院・看護大法人化推進室長】

- ・これはあくまで基本事項であり、実際には、各法人で会計規程を定める。この会計規程では、現在の県と同じような形で、原則的には一般競争入札を前提とした規定になっている。現在の県立病院で行っているのと同じような形が、基本的な契約方法だと考えている。

○業務方法書に係る意見書の決定

【犬塚委員長】

- ・今、質問があった点については、他に定めるということであるので、3法人の業務方法書について、当評価委員会としての意見書を知事に提出することについて決定したい。
- ・法人設立後に、各法人から、今回提示されたとおりの内容により業務方法書の認可申請があった際には、これに対し「別添のとおり認可することが適当である」とする意見書を、知事に提出するということがよろしいか。

(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

【議題3】 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の役員報酬等の支給基準について

○事務局（県立病院・看護大法人化推進室）から、3法人の役員報酬等の支給基準案について説明

[資料3、3-2、3-3、3-4]

【犬塚委員長】

- ・前回の意見を踏まえて見直しがされているが、林委員、前回ご指摘の点についてはよろしいか。

⇒【林委員】

- ・はい。

○委員・専門委員からの意見・質疑

(意見・質疑なし)

○役員報酬等支給基準に係る意見書の決定

【犬塚委員長】

- ・今回は特に意見もないようなので、3法人の役員報酬等支給基準について、当評価委員会としての意見書を知事に提出することについて決定したい。
- ・法人設立後に、各法人から、今回提示されたとおりの内容により役員報酬等支給基準の届出があった際には、これに対し「別添のものを適当と認める」とする意見書を、知事に提出するということがよろしいか。

(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

○中期計画、業務方法書及び役員報酬等支給基準に係る意見書についての確認事項

【犬塚委員長】

- ・意見書の案が配布されているので確認いただきたい。業務方法書、中期計画、役員報酬等支給基準は、すべて法人設立後に各法人が定めるものであるもので、意見書の日付は法人の設立日である4月1日とするので、ご了承願いたい。
- ・この意見書に、別添として、法人設立後に各法人から提出される業務方法書、中期計画、役員報酬等支給基準を、今回確認いただいた内容と一致していることを確認の上で添付して、知事に提出することとする。
- ・なお、今後各法人において実際に業務方法書、中期計画、役員報酬等支給基準を決定し、県に提出するまでの間に、若干の字句や数値の修正があった場合も、軽微なものであれば私と事務局に一任いただければと思うが、よろしいか。

(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

○連絡事項等

○健康福祉部長あいさつ

—— 休憩・出席者交替 ——

- 県立病院関係議事関係者（金山専門委員、小林専門委員、渡辺院長、清生副院長兼事務局長、舟橋院長、岩田副院長兼事務局長、原田副院長、山森院長、宇野事務局長） 退席
- 看護大学関係議事関係者（片桐専門委員、橋本専門委員、平山学長、佐藤事務局長） 着席

**(2) 看護大学関係議事**

○岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例第6条第2項の規定による会議の成立を確認。

**[議題4] 公立大学法人岐阜県立看護大学の中期計画について**

○県立看護大学事務局長から、法人の中期計画案（予算、収支計画及び資金計画に関する部分）について説明。〔資料4、4-2〕

○委員・専門委員からの意見・質疑

【犬塚委員長】

- ・収入については、運営費交付金と自己収入ということだが、競争的資金はどうか。実際上あまりないということか、それともここで計上するようなものではないということか。

⇒【佐藤看護大学事務局長】

- ・外部資金としては、科学研究費の間接費というものがあり、これまでの実績の平均から毎年度1百万円ほどを計上している。それ以外のものについては、これからのことであり見込むことが困難であるため、ここでは見込んでいない。

【片桐専門委員】

- ・先ほどの説明の中で、運営費交付金は徐々に右肩下がりという話だったが、そうすると収入はどういうところから稼いでくるのか。

⇒【佐藤事務局長】

- ・可能性としては、外部資金である科学研究費等や、先般若干お話しした施設の使用料というのが現在のところ考えられる。

⇒【片桐専門委員】

- ・それで右肩下がりに十分充当できますか。

⇒【佐藤事務局長】

- ・それらは割合的にかなり低いので、主となる運営費交付金がなければ、授業料等収入で賄うことを検討せざるを得ないような状況も出てくるのではないかと思う。

⇒【片桐委員】

- ・授業料を値上げするということか。

⇒【佐藤事務局長】

- ・はい。それで応分の負担ということもあり得るかなと思っている。ただ、それまでにはもちろん自助努力もするが、運営費交付金がある程度確保できればありがたいとは思っているが。

⇒【片桐委員】

- ・せっかく県が作られた看護大学だから、あまり運営費交付金が右肩下がりにならないような努力を是非していただきたい。委員として願います。

⇒【富田健康福祉部長】

- ・県に対してお願いをされたと思う。頑張りたい。

○中期計画に係る意見書の決定

【犬塚委員長】

- ・他に意見、質問等もないので、看護大学の中期計画について、当評価委員会としての意見書を知事に提出することについて決定したい。
- ・法人設立後に、法人から、今回提示されたとおりの内容により中期計画の認可申請があった際には、これに対し「別添のとおり認可することが適当である」とする意見書を、知事に提出するということでよろしいか。

(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

【議題5】公立大学法人岐阜県立看護大学の業務方法書について

○設立団体（県立病院・看護大法人化推進室）から、法人の業務方法書について説明

[資料5、資料5-2]

○委員・専門委員からの意見・質疑

【犬塚委員長】

- ・先ほど話のあった外部資金を受け入れる場合は、別途細則等で対応ができるということか。

⇒【長屋課長補佐】

- ・そのとおり。

○業務方法書に係る意見書の決定

【犬塚委員長】

- ・他に意見、質問等もないので、法人の業務方法書について、当評価委員会としての意見書を知事に提出することについて決定したい。

- ・法人設立後に、法人から、今回提示されたとおりの内容により業務方法書の認可申請があった際には、これに対し「別添のとおり認可することが適当である」とする意見書を、知事に提出するということがよろしいか。

(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

#### [議題6] 公立大学法人岐阜県立看護大学の役員報酬等の支給基準について

- 事務局（県立病院・看護大法人化推進室）から、法人の役員報酬等の支給基準案について説明  
[資料6]

- 委員・専門委員からの意見・質疑

##### 【橋本委員】

- ・期末特別手当について、県職員の給料や期末手当の額が変更になっても、ここに記載のある金額は変更しないのか。

⇒【長屋課長補佐】

- ・基本的に県と同水準ということを考えているので、原則として県職員の給料等に合わせて変更することになる。

- 役員報酬等支給基準に係る意見書の決定

##### 【犬塚委員長】

- ・他に意見、質問等もないので、法人の役員報酬等支給基準について、当評価委員会としての意見書を知事に提出することについて決定したい。
- ・法人設立後に、法人から、今回提示されたとおりの内容により役員報酬等支給基準の届出があった際には、これに対し「別添のものを適当と認める」とする意見書を、知事に提出するということがよろしいか。

(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

- 中期計画、業務方法書及び役員報酬等支給基準に係る意見書についての確認事項

##### 【犬塚委員長】

- ・意見書の案が洒布されているので確認いただきたい。業務方法書、中期計画、役員報酬等支給基準は、すべて法人設立後に法人が定めるものであるもので、意見書の日付は法人の設立日である4月1日とするので、ご了承承願したい。
- ・この意見書に、別添として、法人設立後に法人から提出される業務方法書、中期計画、役員報酬等支給基準を、今回確認いただいた内容と一致していることを確認の上で添付して、知事に提出することとする。
- ・なお、今後法人において実際に業務方法書、中期計画、役員報酬等支給基準を決定し、県に提出するまでの間に、若干の字句や数値の修正があった場合も、軽微なものであれば私と事務局に一任いただければと思うが、よろしいか。

(委員・専門委員から「異議なし」との声あり)

- 連絡事項等

- 健康福祉部長あいさつ

以上